

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

No. 2497

職場懇談会活用しチームで体力測定
参加率99.5%の秘訣は「イベント化」、
パナソニックITS

特集Ⅱ

行動災害増加に歯止めを
重量当てクイズや可視化で意識高める
大分労基署 転倒・腰痛防止へ事例集

ニュース

仮設構造物崩壊防止 点検状況を指導徹底
厚労省 今年度の建設業安衛対策で

労働災害動画 配信しています！

↓コチラから



安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

5月
1日号

2026

■ 災害のあらまし ■

東北地方の農業法人に勤務するBさんは、畑でリンゴの栽培を行いながら栽培方法を改良するための研究業務を担当していた。ある日、収穫作業を終えたBさんがリンゴ畑の隅の木陰で昼食休憩を取っていたところ、背後の雑木林から突然クマが現れて襲われた。Bさんは大声で助けを呼び、別の畑にいたスタッフが熊よけスプレーを持って駆け付けクマを追い払ったが、Bさんは右腕と頭部に裂傷と咬傷を負った。

■ 判断 ■

休憩時間中の災害ではあったものの、事業主の支配・管理下にある状態で、業務が原因となって発生した災害であることが認められ、労災認定では**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

業務上の災害であるという判断は、労働者が労災保険の適用がある事業場に雇用されて、事業主の指示を受けて業務を遂行しているとき、業務が原因で発生した災害に対して行われる。就業時間内に事業主の支配・管理下で業務に従事していれば、労働者の行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生した災害と通常考えられる。よって本人が故意に災害を引き起こしたり、就業中に私的な行為をしていて被災したなどの場合を除き、業務上の災害として認められることが一般的である。

問題は事業主の支配・管理下であっても、業務に従事していない場合である。出勤して事業場の施設内にいる限りは、労働契約に基づいて事業主の支配・管理下にあると判断できる。しかし休憩時間は労働の義務から解放されて自由な行動を許されている

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険・経営相談 楽

代表 清水 健矢

第388回

時間のため、休憩時間中の労働者の行為は基本的に私的な行為となる。私的な行為が原因となって発生した災害は業務上の災害とは認められない。ただし休憩時間中でも、事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害については、業務上の災害と判断される可能性もある。

水を飲む、トイレへ行くなどの生理的行為は、私的な行為ではあるものの人間が業務を遂行するためには当然必要な行為であるので、本来の業務に附随する行為として取り扱われる。このときに生じた災害は就業時間中の災害と同じように、原則的に業務上の災害として認められる。

今回のケースでは、休憩室を備えた事務所がリンゴの栽培を行っている畑から200mほど離れていたため、Bさんは悪天候の日以外はいつもリンゴ畑の近くの敷地内で昼食休憩を取っていた。法人からは休憩を取る場所についての具体的指示はなく、法人に勤務するスタッフは各々自由な場所で休憩時間を過ごしていた。なお、災害発生前には近隣でクマが出没した旨のニュースが相次いでいたため、法人はスタッフに注意喚起を行うとともに、事務所に熊よけスプレーを常備する形で対策を講じている。

前述の通り、休憩時間中であっても事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害については、業務上の災害と判断される可能性がある。今回は事務所とリンゴ畑の間に相当の距離があり、法人から休憩を取る場所についての具体的指示がなかったことを考慮すると、Bさんがリンゴ畑の近くの敷地内で昼食休憩を取っていたことは合理的な判断であったといえる。また、法人は敷地内にクマが出没する危険性が高まっていることを認識していたにもか



かわらず、事務所に熊よけスプレーを常備したのみで、畑で農作業をするスタッフに対しては注意喚起以上の安全対策を行っていなかった。よって本人に業務上の災害を否定するほどの落ち度はなく、事業場の施設・設備や管理状況などに災害発生の原因があったとして、労災認定の判断がされたものと考えられる。

農業では毎年250件前後の死亡事故が発生しており、事故リスクの高い業種である。近年の就業者10万人あたりの死亡者数をみると、農業は建設業の約2倍、全産業平均の約9倍の高水準で推移している。これは家族経営の個人農家が多く、労務管理が困難であったり、農作業事故に対する意識が低いことが一因として挙げられる。

原則として家族だけで農業を営む個人農家は労災保険の適用対象外になるが、労災保険には「特別加入」という、自営業者や一人親方なども自主的に労災保険へ加入できる制度が用意されている。業種や事業規模によって対象となる範囲は限られるものの、農業だけでなく建設業など事故リスクの高い業種は特に、万が一に備えて労災保険への特別加入を検討しておきたい。

www.srup21.or.jp